

令和6年11月15日

事業主様

神奈川県管工事業健康保険組合

健康保険証の新規発行終了に伴う新様式の届書等について

日頃より当健康保険組合の事業運営に格別なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日をもって現行の健康保険証の新規発行が終了し、同日からは当該証にかわり「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を交付することになります。

これに伴い、健康保険の各種届出様式を変更することとします。

ご承知置きいただくとともに、令和6年12月2日以降は新様式によりご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

令和6年12月2日以降の届出等にあたっての留意点を下記に記しますので、ご確認くださいよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 連絡事項の修正

令和6年8月20日付をもって当組合から送付した文書「マイナンバーカードと健康保険証の一体化について（重要なお知らせ）」において、マイナ保険証への移行に伴う今後の取り組みについてご案内したところですが、その後の国の通知等に基づき、次のとおり修正させていただきます。

- ① 令和6年12月2日以降に加入員となった方への「資格情報のお知らせ」の交付については、資格確認書の交付対象者を除くこととしたところですが、資格確認書の交付対象者を含め全員に交付いたします。
- ② 「資格情報のお知らせ」（2回目以降の送付）の様式については、はがき型（紙）としたところですが、A4判（紙）による交付といたします。
- ③ 高齢受給者証（70歳以上）は、マイナ保険証の利用可否に関わらず、従来どおり対象者に交付いたします。

2. 資格確認書、資格情報のお知らせの交付

令和6年12月2日以降、資格取得届及び被扶養者（異動）届の提出により当健康保険組合の加入員となった方のうち、原則、マイナ保険証の利用登録が行われている方には「資格情報のお知らせ」を交付することになり、また、マイナンバーカードを取得していない場合など、マイナ保険証の利用が行えない方や被扶養者（異動）届の提出理由が出生の場合（※）には、「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

※ 現在、新生児のマイナンバーカードの発行には時間を要しており、マイナ保険証利用登録が行われていた場合であっても、直ぐにマイナ保険証の利用ができないため。

3. 資格取得届、被扶養者（異動）届の速やかな届出

令和6年12月2日よりマイナ保険証の利用を基本とした医療機関等への受診が始まるところですが、マイナ保険証に当組合の資格情報が登録されるには資格取得届（被扶養者（異動）届）の提出日から概ね5日の期間を要するため、提出があった日から概ね5日間は、当健康保険組合の被保険者（被扶養者）としてマイナ保険証を利用することができません。（利用開始の目安は当組合より「資格情報のお知らせ」が送付されたころとなります。）

このため、資格取得届（被扶養者（異動）届）の速やかな提出をお願いします。
なお、提出後直ぐに医療機関の受診を希望する場合には、当組合までご連絡ください。

※ 資格取得届（被扶養者（異動）届）にマイナンバー（個人番号）が不記載の場合又は誤記の場合、「資格確認書」（「資格情報のお知らせ」）の交付が更に遅れることに繋がります。

正しいマイナンバー（個人番号）の記載にご協力をお願いいたします。

4. 届出書の新設・変更等（概要）

- ① 「被保険者証の記号・番号」という記載を「被保険者の記号・番号」に修正
- ② 適用関係の一部届出書に「資格確認書発行要否欄」を新設
- ③ 「資格確認書発行希望申請書」及び「資格情報のお知らせ再交付申請書」の新設、「被保険者証再交付申請書」の廃止
- ④ 被扶養者（異動）届について、これまでの複写の様式から単票の様式に変更
※ 決定通知は当組合にて作成のうえ発行

5. 資格確認書の添付

資格喪失届（被扶養者（異動）届（削除による届出））を提出するに当たり、当該喪失者（当該削除者）において有効期限内の「資格確認書」を保有している場合には、「資格確認書」の添付が必要となります。

なお、「資格情報のお知らせ」については、回収・添付は不要です。

6. 現行の健康保険証を保有の方

現行の健康保険証は令和7年12月1日まで使用ができます。

なお、当該証は令和6年12月2日以降、新規発行ができないため、氏名変更や破損・紛失等により再交付が必要な場合で、マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書発行希望申請書」による交付申請が必要となります。

7. マイナ保険証の利用促進

令和6年12月2日よりマイナ保険証の利用を基本とする医療機関等への受診の仕組みに移行いたします。

マイナンバーカードをお持ちでない方・マイナンバーカードの保険証利用の登録がお済みでない方は、お早めに「マイナンバーカードの取得」・「保険証の利用登録申し込み」をお願いいたします。

※ 今般、国の施策において、マイナ保険証の利用率を健康保険組合が国に納める高齢者医療納付金の減算ポイントの項目に追加するなど、健康保険組合にはマイナ保険証の利用促進が求められているところです。

つきましては、マイナ保険証の利用登録はお済みであっても、実際に医療機関で利用されている方が少ないようですので、今後はマイナ保険証を積極的にご利用いただきますよう何卒お願い申し上げます。

【問合せ先】

神奈川県管工事業健康保険組合

住所 横浜市中区扇町1-2-1

電話 045(222)7543